

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成30年8月2日（木）10：00～11：00

場所：東恵庭会館 会議室

参加者：19名

市対応者：山本 顕（廃棄物管理課長）・高橋 淳（同主査）・高橋 雄一（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30分）
- 3 質疑応答（30分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

市民A：盤尻でテレビや冷蔵庫を受け入れしていますよね。大体いくらかかりますか。

高橋主査：テレビや冷蔵庫は盤尻で受け入れしておりません。これは、家電リサイクル法という法律がありまして、テレビと冷蔵庫と洗濯機とエアコンの4品目は別途リサイクル料金をお支払いいただいて専門的なところで処分しなさいという法律になっております。その関係から市のほうで受け入れをできない品目になっております。ただ、これはあくまで家電リサイクル法という法律なので、家電に該当しない業務用の冷蔵庫等は盤尻で受け入れしていますが、家電に該当する冷蔵庫等は現状では受け入れできなく、今後も出来ないものとなっております。

山本課長：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目は家電リサイクル法という法律で必ず専門のところでリサイクルしなさいとなっております。恵庭市内にもムゲンさんという会社があるので、そこをご案内しております。持っていない方はお受け取りいただければと思いますが、ごみ分別事典の中にも書いております。結果として盤尻ではこの4品目は受け入れできなく、それは今後も変わらない部分となっております。

市民A：よく排水路や道路に不法投棄されていますが。そういったものはどうしたらいいですか。

山本課長：不法投棄は防風林などにも多いですが、その不法投棄物を誰が捨てたか特定できれば警察に通報していますが、特定できなかった場合は、市で回収し、専門的な処分をしています。そこも苦慮しているところです。

市民 B : 肉や魚を買うと汁を吸い込む薄いスポンジのようなものが敷いてありますが、それは何ごみに分類されるのですか。またトイレの消臭剤の中身の液体が最後に少し残ってしまうのですが、どう処分すればいいのですか。

高橋主査 : お肉やお魚の容器に入っている薄い吸水のものは、おっしゃるとおりスポンジになりますので食器を洗うスポンジと同じく燃やせないごみとして処分してもらおう形になります。ただ来年 4 月からは燃やせるごみになりますので、来年 4 月からは燃やせるごみとして処分していただくようお願いします。2 点目の消臭剤の残った液体は、紙や布にしみこませていただいて、紙にしみこませた場合は燃やせるごみ、布に吸い込ませた場合は燃やせないごみで排出していただくのが現状です。ただ来年 4 月からは紙も布も燃やせるごみとなりますので、余った紙か布にしみこませて、燃やせるごみの袋に入れるようお願いいたします。

市民 C : スプレー缶の中身が残っているが、頭が取れて出せないものがあるのですがそういったものはどうしたらいいですか。また、毎年 10 月ぐらいに剪定枝を無料で出せる日がありましたが今年もありますか。

高橋主査 : まずはスプレー缶ですが、古くなって中身が出てこないものや、頭が取れて出しようが無いなど、物理的な理由で中身が出せないものは燃やせないごみの青い袋に入れて市役所へ持ってきていただければ回収し、別途処理しております。

市民 C : 例えばスプレー缶の中身が機械の油のようなもので、頭が取れたものでもいいのですか。

高橋主査 : 基本的に高压ガスが入っているスプレー缶は全てキケンごみになりますので、中身にはよらないです。

山本課長 : 剪定枝の無料回収の部分ですが 26 年度からモデル事業という形で行っております。昨年度からは盤尻へ持って行ってもらうのではなく収集で行っており、今年度についても昨年度と同じ形でおそらく 10 月ぐらいに実施する予定です。31 年度も実施する予定ですが、32 年度以降、焼却施設が出来た後も実施するかという部分につきましては結論が出ていない状況であります。無料で収集した剪定枝は、チップ買い業者に高いお金を払ってチップにしてもらっていました。それは資源化を図れるという部分でもありますが、盤尻の最終処分場に剪定枝を埋めると、嵩張ってすぐに穴が埋まってしまう状況で、出来る限り盤尻の最終処分場を延命化したいという思いがあり、高いお金を出してチップ化していましたが、焼却場稼働後は燃やせますので、32 年度以降無料で回収するかは内部で検討し進めたいと思います。

市民 C : 剪定枝の量は多くても大丈夫ですか。パレット二つ分ぐらい出ますが。

山本課長：昨年度と内容を変える予定は無いので大丈夫です。

市民D：不法投棄を市に連絡をしたのですが捨てられた場所が土地改良区の土地だとかで、ひとつも拾わないで帰っていったのですがの改良区だの市だのとどうなっているのですか。

山本課長：先程不法投棄のテレビ等のお話しも出ましたが、不法投棄された土地の所有者の責任で処分していただくというのがまず基本です。お客様としてはすぐ無くなればよかったのかもしれませんが、うちとしては通報があり現地を見に行くと、市の土地であればすぐ回収しますが、例えば、防風林であれば森林所やホクデンさん、排水路であれば土地改良区さんなどに不法投棄がどこどこに落ちているからすぐ回収してくれませんかという連絡をいれるというのが基本となっております。結果的に市を経由しているため対応が遅れ、気持ちいいことではなかったと思います。基本的に市の土地ならすぐ回収しますが、市の土地で無ければその土地の持ち主にすぐ回収するよう連絡させていただくという対応をとっています。

市民D：不法投棄されたものは自分のごみじゃないが、ボランティア袋に入れて出しても持って行ってもらえない。結局は自分のごみとして有料の袋に入れて処理してくださいということですか。

高橋主査：道路のポイ捨てごみなどにもボランティア袋は使っていただけます。ごみを持って行ってもらえないというのはおそらく基本のごみの収集日に出しても持って行ってもらえないということだと思います。ごみ収集車はごみの種類ごとに車両を分けている関係から、ボランティア袋はいろいろな種類のごみが入っているため、収集車には入れられません。そのため、ボランティア袋に入れてもらったごみはお手数ですが、市のほうにご一報いただいでうちで回収していますので、町内一斉清掃でなくても、個人的にごみを拾っていただいた場合はボランティア袋を使っていただいで結構です。先程の不法投棄の話の延長になりますが不法投棄はなぜ土地所有者だのやり取りがあるかという、不法投棄は法律的に重い罰がつく法律違反で、懲役や罰金も大きなものになっています。不法投棄をされたものの中を見るとまれに個人情報が出てくる場合がありますが、そういった場合土地の所有者しか警察に通報し、捕まえてくれと言う権限が無いです。あくまで土地所有者が自分たちの土地を守っていくためにそういったものを発見した場合は警察と連携して対応してもらおうというのが原則となっている関係から、土地所有者が対応してもらおうという形となっています。ただ、市民の方がどこの土地か分からず拾ってくださったものは、土地改良区のものであろうと回収しますのでボランティア袋を使っていただき、市へご一報もらえればと思います。

市民D：ボランティア袋は役所へ行かないと貰えないですね。

高橋主査：町内会の環境美化推進員の方にも年に1回まとめてボランティア袋をお渡ししておりますので、残っていれば分けてもらうことも出来ると思います。そちらが無ければ市役所か支所か出張所へ来ていただければ交付出来ます。

市民D：今日の説明会の日にはどのような設定をされたのですか。今農家は忙しい時期です。この地区はほとんどの人が農家の人だと思うのですが、私は今日時間をもらって来ていますが、パートさんに目一杯文句を言われました。ある程度時期や時間的な問題を踏まえて設定してもらえないかと思うのですが。

山本課長：申し訳ございません。農村地区ということで、忙しい時期であると思いますが、市内で11回、恵庭島松恵み野地区、農村地区と設定している中で全部の地区の開催後、市民会館、島松公民館、恵み野会館で夜も開催する予定となっております。且つ今後このような説明会が開催するとなれば、地域の事情というのでも踏まえて検討したいと思います。今回は本当に申し訳ありませんでした。

市民D：上山口町内会へ回ってきた回覧板には、上山口町内会の皆さんは8月2日の説明会に参加してくださいと書かれています。一応は時間の都合のいいところに参加していいとも書かれています。こういう書き方をされると他の所には参加しにくい気持ちになります。分別を間違えてシールを貼られるのが、嫌なので今日来ましたが、開催時期も考えていただきたいと思います。

山本課長：回覧板につきましては、市内全部の町内会全部に回し、1箇所集中することなくバランスよく分かれていただければという思いがあったのですが、お客様がおっしゃっていたような地域の事情もありますので、もっと分かりやすい形で出来るよう反省点として検討してまいりたいと思っております。

市民E：上山口町内会で毎年春と秋に一斉清掃をするのですが、今後は燃やせるごみと燃やせないごみと分別しなければいけないという話を聞いたのですが、他人が投げたごみ袋を開けて分別するというのは抵抗を感じます。

高橋主査：ボランティア袋で清掃していただいた場合もごみの分別が必要かという部分だと思います。現在はスプレー缶等に関しては分けてもらっていますが、他のポイ捨てごみ等は一つの袋にまとめてもらっていました。そこも検討を進めているところですが、他の市町村ではボランティア袋でも可燃ごみと不燃ごみを分けてくださいという所もあります。我々としては、市民の皆さんにごみを拾ってもらっているのに分別までしてもらおうのかというのは考えていますので、まだ決定はしていませんが分別の必要は無く使えるようにと考えているところです。ただ、ボランティア袋で出されるものとして、刈草等の草木類もあります。そこについては袋を分けていただき焼却処理したいと考えています。こちらも決定次第、環境美化推進員さん等を通じて町内会にお知らせさせていただきます。

市民F：ペットボトルのラベルは剥がさなくてもいいですよ。

高橋主査：ペットボトルはビンと缶と1つの袋にまとめてもらっています。その他にプラスチック容器包装の資源物があります。ペットボトルのキャップとラベルはプラスチック容器包装に該当するので、分けて出していただきたいのですが、くっついて剥がせないようなラベルの場合は剥がさないで大丈夫ですと案内させていただいています。基本的には剥がしていただく形となっております。

市民F：分別変更後は燃やせるごみになるのですね。

高橋主査：資源物自体は変わりませんので、プラマークのついているプラスチック容器包装のお菓子の袋などと一緒にペットボトルのキャップやラベルは入れていただくという形で今も来年4月以降も変更無く資源物として継続します。

市民G：家庭菜園で作っているアスパラの殻が沢山出ますがそういったものはみんなどう処分していますか。

高橋主査：それについては燃やせるごみのピンクの袋に入れてもらう形になります。

市民G：そんなピンクの袋に入れるような量じゃないのですが。

高橋主査：おっしゃる気持ちは分かりますが、ごみを出される方の責任になりますので、そういったごみが出るような家庭菜園をされているということなので燃やせるごみとして処分していただく形になります。

市民G：では生産されている農家さんはどのように処分しているのですか。

高橋主査：農家さんの場合は事業ごみというご家庭のごみとは違う扱いになります。事業ごみは市では一切収集しておりませんので、事業者さんはそれぞれの施設に持って行ってもらっているという状況です。

以上